

チェックリスト判定基準表

(7-1) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(7-1) 農業競争力強化基盤整備事業 (農業競争力強化農地整備事業 (農地整備事業))

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額 (受益面積当たり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果) (千円) / 受益面積 (ha) 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			1,150千円/ha・年以上	1,150千円/ha・年未満
			○省力化技術の導入 A：受益地内において、省力化技術を導入済み又は導入する予定がある。 (例) 遠隔監視・制御システム、パイプライン、自動給水栓、地下水位制御システム、GPSを活用した営農等 B：省力化技術を導入する予定がない。	
			○水田における大区画ほ場の割合 事業実施後の大区画ほ場の割合 (%) = 大区画ほ場 (50a以上) の面積 (ha) / ほ場整備面積 (ha) × 100	
			70%以上	70%未満
○担い手の米の生産コスト 担い手の米の生産コスト (円/60kg) ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査における米生産費の算定方法に準じて算定				
9,600円/60kg未満	9,600円/60kg以上			
産地収益力の向上		○高収益作物の割合 ①生産額 (主食用米を除く) に占める高収益作物の割合 = 高収益作物の計画生産額 / 主食用米を除く計画生産額 ②高収益作物の増加割合 (%) = (高収益作物の計画生産額 / 高収益作物の現況生産額 - 1) × 100 ※高収益作物とは、野菜指定産地における指定野菜や果樹農業振興計画、農業振興計画等に位置付けられた農産物を指す。ただし、主食用米、経営所得安定対策に基づく畑作物の直接支払交付金や戦略作物助成の対象作物は除く。		
ア① 8割以上 または、 イ① 5割以上かつ、② 50%以上増加		ア① 5割未満 または、 イ① 8割未満かつ、② 50%未満増加		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率(%) =促進計画目標年における担い手の受益農用地面積(ha)/事業の受益農地面積(ha)×100	
			80%以上	80%未満
		○担い手への面的集積率 担い手への面的集積(集約化)率(%) =促進計画目標年における担い手への面的集積面積(ha)/促進計画目標年における担い手の経営農地面積(ha)×100		
			80%以上	80%未満
		農地の確保・有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 ②作付率の増加ポイント(%)=計画作付率(%)－現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。 本地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/本地面積(ha)×100	
			①耕地利用率101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上)または、 ②作付率の増加ポイント9%以上	①耕地利用率101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント9%未満
農村の振興	地域経済への波及効果		○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む	
			1,350千円/ha・年以上	1,350千円/ha・年未満
		農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 ①：地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組(加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等)が行われている。 ②：地域において地域活性化に係る話し合いが行われている。 A：2項目、B：1項目	
多面的機能の発揮	地域の共同活動		○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系配慮 ②生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮 ②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	関係計画との連携	①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている ③人・農地プランが作成されている ④地域における開発計画と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：位置づけられている b：位置づけられる見込みがある c：位置づけられていない －：該当なし ③ a：作成されている b：作成される見込みがある c：作成されていない ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない		
	関係機関との連携	農地中間管理機構と連携しているか。 ※連携の定義：①機構が借り受けた又は貸し付けた農地がある地域、②機構が借り受ける又は貸し付けることが確実と見込まれる地域、③機構の重点実施区域を含む地域、④機構の重点実施区域の指定が見込まれる地域、のいずれかに該当すること A：連携している B：連携していない		
	関係機関との協議	①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議 ③ a：説明済 b：説明予定 c：未実施	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：得られている b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④食料産業局長の承認を受けたGFPグローバル産地計画に関連事業として位置付けられているか。 について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下 (②及び④が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下) (②が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点以上、C：4点以下) (④が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下) ① a：把握済 b：調整中 c：把握していない ② a：設置済 b：設置予定 c：未設置 -：該当なし ③ a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④ a：位置付けられている -：位置付けられていない	
	緊急性		①国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある ②老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況から、整備の緊急性が高い について、該当する項目の数により判断 A：2項目 B：1項目 -：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(7-2) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	<ul style="list-style-type: none"> ・酪農及び肉用牛生産近代化計画（市町村計画）が策定されているか又は策定されることが確実と見込まれること。 ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画が策定されていること。
2. 技術的可能性が確実であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること。 ・草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、都道府県の技術指標に適合した技術であること。 ・新技術を導入する場合は、都道府県、市町村等の機関の指導・協力体制が整っていること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	<ul style="list-style-type: none"> ・総費用総便益比≥ 1.0であること。 ・飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること。 ・事業参加経営体（公共牧場を含む）の経営経費に占める飼料費の割合の低減が見込まれること。
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大とならないこと。（所得償還率が適正な水準であること） ・共同利用施設については、管理運営規程等が策定され（見込み含む）その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、環境との調和に配慮した対策を行うものとなっていること。 ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画に適合しているとともに、たい肥の土地還元が図られるものとなっていること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施要綱・要領に規定された事業内容及び採択基準に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(7-2) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業（草地畜産基盤整備事業））

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められること。 ②コスト削減を図る計画となっている。（例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用 について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○農業生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益頭数当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 $= (\text{畜産物生産効果} + \text{品質向上効果} + \text{営農経費節減効果} + \text{維持管理費節減効果} + \text{営農に係る走行経費節減効果}) (\text{千円}) / \text{受益頭数} (\text{肥育豚換算：頭})$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			6.2千円/頭・年以上	6.2千円/頭・年未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○事業参加経営体に占める担い手農家（認定農業者等）の割合（%） $= \text{事業参加経営体のうちの担い手農家数} (\text{戸}) / \text{事業参加経営体} (\text{戸}) \times 100$ 《公共牧場整備事業》 ○公共牧場利用経営体に占める担い手農家（認定農業者等）の割合（%） $= \text{公共牧場利用経営体のうちの担い手農家数} (\text{戸}) / \text{公共牧場利用経営体} (\text{戸}) \times 100$	
		都道府県の平均以上	都道府県の平均未満	
		農地の確保・有効利用	①担い手農家への飼料生産基盤の集積（作業受託を含む。）が図られること。 ②基盤整備の実施により耕作放棄地の発生を未然に防止し、飼料生産基盤の確保を行うこと。 ③離農跡地・耕作放棄地等の活用が図られること。 について、該当する項目の数により判断。 A：2～3項目、B：1項目、－：該当なし 《公共牧場整備事業、草地整備利用促進事業》 ②及び③の評価指標について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
農村の振興	地域経済への波及効果		○他産業への経済波及効果額（受益頭数当たり） 受益頭数当たり他産業への経済波及効果額（千円/頭・年） $= \text{農業生産増加粗収益額} (\text{千円}) / \text{受益頭数} (\text{肥育豚換算：頭}) \times (\text{産業連関表の逆行列係数の列和})$ ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む	
			43千円/頭・年以上	43千円/頭・年未満
多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進		○環境関連効果額（受益頭数当たり） 受益頭数当たり環境関連効果額（千円/頭・年） $= (\text{景観・環境保全効果}) (\text{千円}) / \text{受益頭数} (\text{肥育豚換算：頭})$ 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			※受益頭数当たり畜産環境整備効果額（千円/頭・年） $= (\text{衛生水準向上効果} + \text{水質保全効果}) (\text{千円}) / \text{受益頭数} (\text{肥育豚換算：頭})$ 【注；畜産環境整備効果額を算定していなければ「－」該当なし】	
			3.6千円/頭・年以上	3.6千円/頭・年未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系配慮 ②生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整	
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮 ②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担、モニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整	
	関係計画との連携	①酪農及び肉用牛生産近代化計画（市町村計画）の酪農経営又は肉用牛経営の改善目標との整合性が図られていること。 ②事業を実施する飼料生産基盤に係る土地が、農業振興地域整備計画における農用地区域内であること。 ③地域における開発計画と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：区域である b：編入手続中で編入の見込みがある c：編入手続きがされていない ③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない		
	関係機関との協議	①河川管理者との協議（予備）が合意に達していること。 ②必要となる用地に係る権利（所有者、抵当権等）の同意が得られることが確実であること。 ③施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達していること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない －：該当なし ③ a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①市町村関係者及び事業参加経営体への説明がなされ、理解が得られていること。 ②補助残の融資について関係機関で調整が行われていること。 ③事業参加経営体（公共牧場を含み、公共牧場の整備を行う場合にあつては、牧場利用者を含む。）の意向が十分反映された計画となっていること。 ④事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：12点、B：8～11点、C：7点以下 ① a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない ② a：調整済 b：調整中 c：未調整 ③ a：計画となっている b：調整中 c：計画となっていない ④ a：説明済 b：説明予定 c：未実施	
	事業推進体制		①事業推進協議会等地元の意見を調整する機関が設立されていること。 ②行政、農協等の担当部局が明確になっていること。 ③周辺住民の同意が得られていること。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：明確になっている b：調整中 c：明確になっていない ③ a：得られている b：得られる見込みがある c：得られていない	
	維持管理支援体制		①草地、施設等に係る管理組織等が整備されていること。 ②普及指導センター、農協等が参画する営農支援体制が整備されていること。 ③食料産業局長の承認を受けた GFP グローバル産地計画に関連事業として位置付けられているか。 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ② a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ③ a：位置付けられている -：位置付けられていない	
	緊急性		飼料自給率の向上を図るため、早期に整備事業を実施する必要があること。 A：該当あり、-：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし「-」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(7-3) 農業競争力強化基盤整備事業（水利施設等保全高度化事業（一般型）、水利施設等保全高度化事業（特別型））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(7-3) 農業競争力強化基盤整備事業（水利施設等保全高度化事業（一般型）、水利施設等保全高度化事業（特別型））

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額（千円/ha・年） =（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①一般型及び特別型（畑地帯総合整備型を除く） ②特別型のうち畑地帯総合整備型 <hr/> ①560千円/ha・年以上 ②880千円/ha・年以上	
			○省力化技術の導入 A：受益地内において、省力化技術を導入済み又は導入する予定がある。 （例）遠隔監視・制御システム、パイプライン、自動給水栓、地下水水位制御システム、GPSを活用した営農等 B：省力化技術を導入する予定がない。 －：該当なし（施設の機能維持を図る地区）	
		産地収益力の向上	○高収益作物の割合 ①生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合 =高収益作物の計画生産額/主食用米を除く計画生産額 ②高収益作物の増加割合（%） =（高収益作物の計画生産額/高収益作物の現況生産額－1）×100 ※高収益作物とは、野菜指定産地における指定野菜や果樹農業振興計画、農業振興計画等に位置付けられた農産物を指す。ただし、主食用米、経営所得安定対策に基づく畑作物の直接支払交付金や戦略作物助成の対象作物は除く。 －：該当なし（施設の機能維持を図る地区） <hr/> ア① 8割以上 または、 イ① 5割以上かつ、② 50%以上増加	
			ア① 5割未満 または、 イ① 8割未満かつ、② 50%未満増加	
			○高収益作物の作付率 現況の高収益作物の作付率が10%未満の低い地域における計画作付率 高収益作物の作付率（%） =高収益作物の作付面積（ha）/地区の作付面積（ha）×100 A：計画作付率20%以上 B：計画作付率20%未満 －：該当なし（高収益作物導入促進型を除く地区）	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 ①担い手への計画農地利用集積率(%) =集積計画における担い手への集積面積(ha)/事業の受益農地面積(ha)×100 ②担い手への現況農地利用集積率(%) (集積計画を作成しない地区) =関係市町村の担い手への集積面積(ha)/関係市町村の耕地面積(ha)×100 -:該当なし(施設の機能維持を図る地区)	
			① 80%以上 ② 80%以上または都道府県の平均以上	① 80%未満 ② 80%未満かつ都道府県の平均未満
	農地の確保・有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 ②作付率の増加ポイント(%)=計画作付率(%) - 現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。 本地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/本地面積(ha)×100 -:該当なし(施設の機能維持を図る地区)	①耕地利用率101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均以上)または、 ②作付率の増加ポイント9%以上	①耕地利用率101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント9%未満
		○緊急性を踏まえた更新等整備 A:不測の事態が発生しており、事後保全を行う B:不測の事態が発生していない -:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区)		
農村の振興	地域経済への波及効果	○施設の健全度を踏まえた更新等整備 A:長寿命化対策を行う B:長寿命化対策を行わない -:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区))		
		○施設の重要度を踏まえた更新等整備 A:更新等整備を行う地区に重要度の高い(A以上)施設が含まれる B:更新等整備を行う地区に重要度の高い(A以上)施設が含まれない -:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区)		
		○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む ①一般型及び特別型(畑地帯総合整備型を除く) ②特別型のうち畑地帯総合整備型	①1,780千円/ha・年以上 ②1,070千円/ha・年以上	①1,780千円/ha・年未満 ②1,070千円/ha・年未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農村の振興	農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 ①：地域において、農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が行われている。 ②：地域において地域活性化に係る話合いが行われている。 A：2項目、B：1項目 -：該当なし（施設の機能維持を図る地区）	
		再生可能エネルギーの導入	○小水力発電等の再生エネルギーを導入済み又は導入する予定があるか。 A：導入済み又は導入予定、B：導入予定がない	
	多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない -：該当なし（施設の機能維持を図る地区）	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系配慮 ②生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「-」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない -：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 -：該当なし	
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮 ②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「-」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「-」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない -：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 -：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関係計画との連携		①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画との整合性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画との整合性 ③人・農地プランが作成されている ④都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ⑤地域における開発計画と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：13点以上、B：10～12点、C：9点以下 （5指標のうち1指標が「－」の場合は、A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③ a：作成されている b：作成される見込みがある c：作成されていない ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ※事業に区画整理等が含まれる場合は、該当なし「－」とする。 ⑤ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 -：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 -：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （①が「－：該当なし」の場合 A：6点 B：4～5点 C：3点以下） ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている -：該当なし ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議 ③ a：説明済 b：説明予定 c：未実施	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：合意済 b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④食料産業局長の承認を受けた GFP グローバル産地計画に関連事業として位置付けられているか。 について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下 （②及び④が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （②が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （④が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ① a：把握済 b：調整中 c：把握していない ② a：設置済 b：設置予定 c：未設置 －：該当なし ③ a：整備済 b：整備予定 c未整備 ④ a：位置付けられている －：位置付けられていない	
	緊急性		国営事業等関連する他の公共事業との関係で緊急性が高い A：該当あり －：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(7-4) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業（農業基盤整備促進事業）、水利施設等保全高度化事業（簡易整備型））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・当該事業の効用の発現が十分見込まれ、すべての効用がそのすべての費用を償うこと。
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農家経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(7-4) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化農地整備事業（農業基盤整備促進事業）、水利施設等保全高度化事業（簡易整備型））

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○地域農業の生産性向上 A：経営規模の拡大等、農業生産性の向上が図られる。 B：農業生産性の維持が図られる。	
	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全管理	○緊急性を踏まえた更新等整備 A：不測の事態が発生しており、事後保全を行う B：不測の事態が発生していない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			○施設の健全度評価を踏まえた更新等整備 A：長寿命化対策を行う B：長寿命化対策を行わない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区）	
			○施設の重要度評価を踏まえた更新等整備 A：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれる B：更新等整備を行う地区に重要度の高い（A以上）施設が含まれない －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
農村の振興	農業の高付加価値化		○農業の高付加価値化 ①：地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が行われている。 ②：地域において地域活性化に係る話し合いが行われている。 A：2項目、B：1項目	
多面的機能の発揮	国土の保全		○農地の遊休化や耕作放棄地化の問題について地域で話し合い（行政・住民合同会議等）が行われている。 A：行われている、B：行われていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系配慮 ②生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない －：該当なし ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮 ②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない －：該当なし ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	関係計画との連携		①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている ③人・農地プランが作成されている ④地域における開発計画と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：位置づけられている b：位置づけられる見込みがある c：位置づけられていない －：該当なし ③ a：作成されている b：作成される見込みがある c：作成されていない ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない	
	関係機関との連携		農地中間管理機構と連携しているか。 ※連携の定義：①機構が借り受けた又は貸し付けた農地がある地域、②機構が借り受ける又は貸し付けることが確実と見込まれる地域、③機構の重点実施区域を含む地域、④機構の重点実施区域の指定が見込まれる地域、のいずれかに該当すること A：連携している B：連携していない	
関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		<p>①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下）</p> <p>①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている</p> <p>②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議 －：該当なし</p> <p>③ a：説明済 b：説明予定 c：未実施</p>	
	事業推進体制		<p>①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点以下）</p> <p>① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 －：該当なし ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし</p>	
	維持管理体制		<p>①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点以下）</p> <p>① a：合意済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし ② a：合意済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし</p>	
	営農推進体制・環境		<p>①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④食料産業局長の承認を受けた GFP グローバル産地計画に関連事業として位置付けられているか。 について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下 （②及び④が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （②が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （④が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下）</p> <p>① a：把握済 b：調整中 c：把握していない ② a：設置済 b：設置予定 c：未設置 －：該当なし ③ a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④ a：位置付けられている －：位置付けられていない</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
	緊急性		国営事業等関係する他の公共事業との関係で緊急性が高い A：該当あり　－：該当なし	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし 「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(7-5) 農業競争力強化基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
5. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(7-5) 農業競争力強化基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 =（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①水田主体地区 ②畑主体地区	
			①1,150千円/ha・年以上	①1,150千円/ha・年未満
			②880千円/ha・年以上	②880千円/ha・年未満
			○省力化技術の導入 A：受益地内において、省力化技術を導入済み又は導入する予定がある。 （例）遠隔監視・制御システム、パイプライン、自動給水栓、地下水水位制御システム、GPSを活用した営農等 B：省力化技術を導入する予定がない。	
			○水田における大区画ほ場の割合 事業実施後の大区画ほ場の割合（%） =大区画ほ場（50a以上）の面積（ha）/ほ場整備面積（ha）×100 －：該当なし（畑主体地区）	
		70%以上	70%未満	
		○担い手の米の生産コスト 担い手の米の生産コスト（円/60kg） ※米の生産コストは、農業経営統計調査における米生産費の算定方法に準じて算定 －：該当なし（畑主体地区）		
		9,600円/60kg未満	9,600円/60kg以上	
		○高収益作物の割合 ①生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合 =高収益作物の計画生産額/主食用米を除く計画生産額 ②高収益作物の増加割合（%） =（高収益作物の計画生産額/高収益作物の現況生産額－1）×100 ※高収益作物とは、野菜指定産地における指定野菜や果樹農業振興計画、農業振興計画等に位置付けられた農産物を指す。ただし、主食用米、経営所得安定対策に基づく畑作物の直接支払交付金や戦略作物助成の対象作物は除く。		
		ア① 8割以上 または、 イ① 5割以上かつ、② 50%以上増加	ア① 5割未満 または、 イ① 8割未満かつ、② 50%未満増加	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率(%) =集積集団化等促進基盤整備計画目標年における担い手の受益農用地面積(ha)/事業の受益農地面積(ha)×100	
			80%以上	80%未満
		○担い手への面的集積率 担い手への面的集積(集約化)率(%) =集積集団化等促進基盤整備計画目標年における担い手への面的集積面積(ha)/集積集団化等促進基盤整備計画目標年における担い手の経営農地面積(ha)×100		
			80%以上	80%未満
		農地の確保・有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 ②作付率の増加ポイント(%)=計画作付率(%)－現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。 本地利用率(%)=作物の計画作付延べ面積(ha)/本地面積(ha)×100	
			①耕地利用率101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上)または、 ②作付率の増加ポイント9%以上	①耕地利用率101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント9%未満
農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む ①水田主体地区 ②畑主体地区		
			①1,350千円/ha・年以上 ②1,070千円/ha・年以上	①1,350千円/ha・年未満 ②1,070千円/ha・年未満
		農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 ①：地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組(加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等)が行われている。 ②：地域において地域活性化に係る話し合いが行われている。 A：2項目、B：1項目	
多面的機能の発揮	地域の共同活動	○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系配慮 ②生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮 ②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	関係計画との連携	①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている ③人・農地プランが作成されている ④地域における開発計画と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：位置づけられている b：位置づけられる見込みがある c：位置づけられていない －：該当なし ③ a：作成されている b：作成される見込みがある c：作成されていない ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない		
	関係機関との協議	①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業に伴う土地利用規制（農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく規制）の周知状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議 ③ a：説明済 b：説明予定 c：未実施	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：得られている b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④食料産業局長の承認を受けた GFP グローバル産地計画に関連事業として位置付けられているか。 について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下 （②及び④が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （②が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （④が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ① a：把握済 b：調整中 c：把握していない ② a：設置済 b：設置予定 c：未設置 －：該当なし ③ a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④ a：位置付けられている －：位置付けられていない	
	緊急性		①国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある ②老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況から、整備の緊急性が高い について、該当する項目の数により判断 A：2項目 B：1項目 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
		ストック効果の最大化	○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし 「-」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

チェックリスト判定基準表
 (8-1) 農村地域防災減災事業※

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意が得られていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

※公害防除特別土地改良事業は8-2、地すべり対策事業は8-3を使用することとする。

チェックリスト判定基準表
 (8-1) 農村地域防災減災事業※

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、-：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積当たり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 = (作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く ①一般地域、②中山間地域	
		産地収益力の向上	○高収益作物の割合 ①生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合 = 高収益作物の計画生産額/主食用米を除く計画生産額 ②高収益作物の増加割合(%) = (高収益作物の計画生産額/高収益作物の現況生産額 - 1) × 100 ※高収益作物とは、野菜指定産地における指定野菜や果樹農業振興計画、農業振興計画等に位置付けられた農産物を指す。ただし、主食用米、経営所得安定対策に基づく畑作物の直接支払交付金や戦略作物助成の対象作物は除く。	
農 業 の 持 続 的 発 展	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への現況農地利用集積率(%) = 関係市町村の担い手への集積面積(ha)/関係市町村の耕地面積(ha) × 100	
		農地の確保・有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha) × 100 ②作付率の増加ポイント(%) = 計画作付率(%) - 現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。 本地利用率(%) = 作物の計画作付延べ面積(ha)/本地面積(ha) × 100	

※公害防除特別土地改良事業は8-2、地すべり対策事業は8-3を使用することとする。

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全管理	<p>○災害防止効果額（農業関係）（受益面積当たり） 災害防止効果額（農業関係）（千円/ha・年） ＝災害防止効果（農業関係）（千円）/受益面積（ha） ※畑主体では作物生産効果を加える 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①一般地域、②中山間地域</p>	
			<p>①水田主体地区：310千円/ha以上 畑主体地区：440千円/ha以上 ②水田主体地区：470千円/ha以上 畑主体地区：240千円/ha以上</p>	<p>①水田主体地区：310千円/ha未満 畑主体地区：440千円/ha未満 ②水田主体地区：470千円/ha未満 畑主体地区：240千円/ha未満</p>
		農村の生活環境の整備	<p>○災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（受益面積当たり） 災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（千円/ha・年） ＝災害防止効果（一般関係）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①一般地域、②中山間地域</p>	
			<p>①410千円/ha・年以上 ②240千円/ha・年以上</p>	<p>①410千円/ha・年未満 ②240千円/ha・年未満</p>
農村の振興		地域経済への波及効果	<p>○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む ①一般地域、②中山間地域</p>	
			<p>① 870千円/ha・年以上 ② 890千円/ha・年以上</p>	<p>① 870千円/ha・年未満 ② 890千円/ha・年未満</p>
		農業の高付加価値化	<p>○農業の高付加価値化 ①：地域において、農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が行われている。 ②：地域において地域活性化に係る話合いが行われている。 A：2項目、B：1項目</p>	
多面的機能の発揮		地域の共同活動	<p>○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない</p>	
		国土の保全	<p>○ソフト対策を活かした防災・減災力の強化 コミュニティを活用した減災活動や農地・施設等が有する減災機能の強化に関する取組が行われているか。 A：行われている、B：行われていない、－：該当なし</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系配慮 ②生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点以下） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮 ②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点以下） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	関係計画との連携	①高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画、中山間地域振興等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプラン、市町村が定める農業振興地域整備計画、いずれかとの整合性 ②都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ③都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ④地域における開発計画と本事業との整合性 ⑤事業実施地区が公害防止計画区域、特殊土壌地域等の各種法令、条例等で地域指定がなされていること について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：13点以上、B：10～12点、C：9点以下 ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない －：該当なし（集落の防災安全のための事業） ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑤ a：指定されている b：指定される見込みがある c：指定されていない		
	関係機関との協議	①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし		

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下（①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （①が「－」の場合、A：3点、B：2点、C：1点） ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている －：該当なし；地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議	
	事業推進体制		①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の同意が得られているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるかについて、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし（予定管理者が存在しない事業地区） ① a：合意済 b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④食料産業局長の承認を受けた GFP グローバル産地計画に関連事業として位置付けられているか。 について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下 （②及び④が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （②が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （④が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下） ① a：把握済 b：調整中 c：把握していない ② a：設置済 b：設置予定 c：未設置 －：該当なし ③ a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④ a：位置付けられている －：位置付けられていない	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	緊急性	災害発生時の影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した土地改良施設が存在する。 ②事業の対象施設として基幹土地改良施設（ダム、頭首工）やライフラインとの共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設（学校や医療機関等）が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2項目、C：1項目、－：該当なし	
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 －：該当なし	
	ストック効果の最大化	○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満		

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

※※地区内に一般地域と中山間地域が混在する場合は、一般地域として評価する。

チェックリスト判定基準表

(8-2) 農村地域防災減災事業 (公害防除特別土地改良事業)

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 地域指定解除のために、本事業と他事業を比較検討し、本事業での実施が最も効率的であると認められること。
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村又は原因者の負担金について合意が得られていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の () には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(8-2) 農村地域防災減災事業（公害防除特別土地改良事業）

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効 率 性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有 効 性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 =（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く	
			300千円/ha以上	300千円/ha未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への現況農地利用集積率（%） =関係市町村の担い手への集積面積（ha）/関係市町村の耕地面積（ha）×100	
			80%以上または都道府県の平均以上	80%未満かつ都道府県の平均未満
	農地の確保・有効利用	農地の確保・有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率（%）=作物の計画作付延べ面積（ha）/耕地面積（ha）×100 ②作付率の増加ポイント（%）=計画作付率（%）－現況作付率（%） ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。 本地利用率（%）=作物の計画作付延べ面積（ha）/本地面積（ha）×100	
				①耕地利用率101%以上（豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県以上）または、 ②作付率の増加ポイント9%以上
農 村 の 振 興	地域経済への波及効果		○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） =農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益額であり、更新整備による作物生産量の維持分を含む	
			710千円/ha・年以上	710千円/ha・年未満

評価項目			評価指標及	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系配慮 ②生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮 ②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	関係計画との連携	①高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画、中山間地域振興等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプラン、市町村が定める農業振興地域整備計画、いずれかとの整合性 ②都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ③都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ④地域における開発計画と本事業との整合性 ⑤事業実施地区が公害防止計画区域、特殊土壌地域等の各種法令、条例等で地域指定がなされていること について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：13点以上、B：10～12点、C：9点以下 ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ⑤ a：指定されている b：指定される見込みがある c：指定されていない		
	関係機関との協議	①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし		
関連事業との調整	①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし			

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境	地元合意		<p>①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 ③事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する原因者の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下、－：該当なし （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点）</p> <p>①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている －：該当なし；地元同意を要しない</p> <p>②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議</p> <p>③「原因者の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み b：調整中 c：未同意</p>	
	事業推進体制		<p>①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下</p> <p>① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出</p>	
	維持管理体制		<p>①予定管理者の同意が得られているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下</p> <p>① a：合意済 b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整</p>	
	営農推進体制・環境		<p>①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。 ※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の市場等へ輸送する場合の高速道路等 ④食料産業局長の承認を受けた GFP グローバル産地計画に関連事業として位置付けられているか。 について、評価点の合計値（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：11点以上、B：8～10点、C：7点以下 （②及び④が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （②が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （④が「－」の場合は、A：9点、B：6～8点、C：5点以下）</p> <p>① a：把握済 b：調整中 c：把握していない ② a：設置済 b：設置予定 c：未設置 －：該当なし ③ a：整備済 b：整備予定 c：未整備 ④ a：位置付けられている －：位置付けられていない</p>	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	緊急性	被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 －：該当なし	
		ストック効果の最大化	○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし「－」とした評価項目は除く。 A：8割以上、B：5割以上、C：5割未満	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(8-3) 農村地域防災減災事業 (地すべり対策事業)

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農業生産の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 (総費用総便益比≥ 1.0)
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	<p>(関連工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総所得償還率≤ 0.2 または 増加所得償還率≤ 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について受益者の合意を得ていること。
5. 地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	<p>(防止工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農村振興局所管の地すべり防止区域で、総事業費が70百万円以上のもの。 <p>(関連工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益面積が概ね3ha以上 (ため池の整備については、概ね2ha以上)、及び総事業費が5百万円以上のもの。

項目欄の () には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(8-3) 農村地域防災減災事業 (地すべり対策事業)

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A : 2項目、B : 1項目、- : 該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○保全対象面積のうち農地面積 (一地区当たり) 保全対象面積のうち農地面積 (ha/地区) = 地すべり地域及び地域外被害想定地域における農地面積 (ha)	
			100ha以上	100ha未満
有効性	農業の持続的	農業生産基盤の保全管理	○事業費に対する農業効果の割合 事業費に対する農業効果(農地・農業用施設・農作物の被害軽減)の割合 (%) = (直接的な被害軽減効果(農業関係) + 間接的な被害軽減効果(農業関係)) / 総費用 × 100	
			140%以上	140%未満
有効性	農村の振興	農村の生活環境の整備	○事業費に対する農業外効果の割合 事業費に対する農業外効果(一般公共施設等の被害軽減+山林・林道の被害軽減+家屋等の被害軽減)の割合 (%) = (直接的な被害軽減効果(一般関係) + 間接的な被害軽減効果(一般関係)) / 総費用 × 100	
			260%以上	260%未満
			○保全対象となる人家戸数 (一地区当たり) 保全対象となる人家戸数 (戸/地区) = 地すべり地域及び地域外被害想定地域における人家戸数 (戸)	
			47戸以上	47戸未満
多面的機能の発揮	地域の共同活動		○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A : 行われている、B : 行われていない	
	国土の保全		①工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話し合い(行政・住民合同会議等)がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A : 2項目、B : 1項目、- : 該当なし	
			○ソフト対策を活かした防災・減災力の強化 コミュニティを活用した減災活動や農地・施設等が有する減災機能の強化に関する取組が行われているか。 A : 行われている、B : 行われていない、- : 該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系配慮 ②生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	環境への配慮	景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮 ②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） （3指標のうち2指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ② a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ③ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		関係計画との連携	（防止工事の場合） ①関係都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ②関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ③地域における開発計画と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）により判断。 A：9点、B：6～8点、C：5点以下 ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない	
		関係機関との協議	施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか A：協議了、B：多くが協議中、C：多くが未協議、－：該当なし	
		関連事業との調整	①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点、－：該当なし） ① a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ② a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	B	
事業の実施環境等	地元合意		(関連工事の場合) ①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する知事の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村長の同意 について、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。 A : 6点、B : 4～5点、C : 3点以下 ① a : 同意済み b : 同意予定 c : 未同意 ② a : 同意済み b : 同意予定 c : 未同意		
	事業推進体制		①点検等を行う地元組織が設置されている。 ②行政区等から着工要望の提出の有無 について、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。 A : 6点、B : 4～5点、C : 3点以下 ① a : 設置済 b : 設置予定 c : 未設置 ② a : 提出済 b : 提出予定 c : 未提出		
	維持管理体制		①管理者 (知事) と地元組織の協力体制が決定されているか ②維持管理方法に関する地元組織との合意があるか について、評価点 (a : 3点、b : 2点、c : 1点) の合計値により判断。 A : 6点、B : 4～5点、C : 3点以下 ① a : 合意済 b : 調整中 c : 未調整 ② a : 合意済 b : 調整中 c : 未調整		
	緊急性	地すべりの兆候	①現地踏査により農地や傾斜地の法面に変状がある。 ②現地踏査により道路や家屋等の構造物に変状がある。 ③地表移動量調査 (GPS等) により累積変位がある。 ④地中移動量調査 (孔内傾斜計等) により累積変位がある。 について、該当する項目の数により判断。 A : 4～3項目、B : 2項目、C : 1項目、- : 該当なし		
		被害の発頻頻度	過去の地すべり被害の発生履歴 A : 直近5年以内に被害が発生 B : 過去10年以内に被害が発生 C : 過去20年以内に被害が発生 - : 該当なし		
		災害発生時の影響	①農地への重大な被害が想定される。 ②防護区域に人家、災害弱者関連施設等が存在する。 ③災害発生時に地域社会への影響 (ライフラインや交通等) が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A : 3項目、B : 2項目、C : 1項目、- : 該当なし		
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当なし「-」とした評価項目は除く。 A : 8割以上、B : 5割以上、C : 5割未満		

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)